

基本理念(第3条) 基本となる考え方

条例には、8つの基本となる考え方(基本理念)があります。

①男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別にかかわりなく個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。

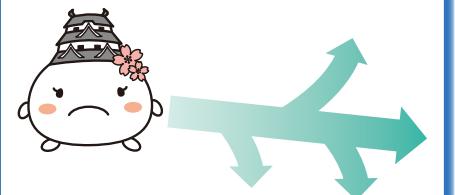
②社会における制度又は慣習が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。



③男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。



⑧男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下で、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること。



男女共同参画社会の実現に向けて

④家族の構成員が性別にかかわりなく相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

⑥女性には妊娠及び出産の機能が備わっていることが十分に配慮され、これによる差別がなされないこと、あらゆる人の性と生殖に関する意思が尊重されることと並びに生涯にわたる健康の保持及び増進が図られること。



⑦市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自主的かつ自発的に男女共同参画の推進のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むことができるようすること。

“あいめっせ”って何?

拠点施設(第20条) “あいめっせ”で男女共同参画を推進しよう!

姫路市男女共同参画推進センター“あいめっせ”は、男女共同参画を推進するための拠点施設です。

皆さん、姫路市男女共同参画推進センター“あいめっせ”をご存じですか?

姫路市男女共同参画推進センターの愛称“あいめっせ”は、『I message (アイメッセージ=私はこう思う)』と「愛あるメッセージ」の意味を込めています。

“あいめっせ”では、次のようなことをしています。お気軽に立ち寄りください!

学習啓発

男女共同参画に関する啓発講演会や講座・セミナーの開催など

相談

女性のための相談、法律相談、健康相談、チャレンジ相談など
■女性のための相談室 電話相談 TEL:079-287-0801
面接予約 TEL:079-287-0807

情報収集・提供

図書情報コーナーにおける男女共同参画に関する図書・DVD・資料等の収集・提供など
■図書情報コーナー TEL:079-287-0802

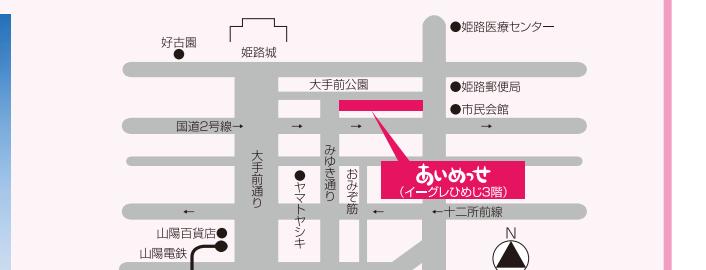
交流促進

男女共同参画社会の実現をめざす市民グループへの活動の場や情報の提供など

姫路市男女共同参画推進センター“あいめっせ”



ホームページhttp://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/
開館時間：9~21時 (12/28~1/4、臨時休館日を除く)



姫路市男女共同参画推進条例について、皆さんの理解を深めていただくため、出前講座を開設しています。下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先

姫路市 男女共同参画推進課
〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階 (姫路市男女共同参画推進センター“あいめっせ”内)
■TEL:079-287-0803 ■FAX:079-287-0805
■Eメール:danjosuishin@city.himeji.hyogo.jp

姫路市 男女共同参画推進課ホームページ
http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2870803.html

またはWeb検索ページで
姫路市男女共同参画推進条例 | 検索

発行／平成28年(2016年)3月

姫路市

男女共同参画推進条例

男女共同参画のまちづくりのために
平成28年(2016年)4月1日施行

姫路市

条例の内容は?

条例は、前文と21条の条文で構成されています。おおむね次のような内容です。

前文 男女共同参画の推進に向けた決意

条例の趣旨を理解してもらうため、前文を設けました。

条例を制定するに至った経緯、背景、条例の必要性、男女共同参画の推進への決意等、条例制定の意義を象徴的に記しています。

目的(第1条)

条例を制定する目的を記しています。

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的としています。

定義(第2条)

次の用語の定義を定めました。

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいいます。

積極的改善措置

左記の機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。いわゆるポジティブ・アクションのことです。

市民等

市民

市内に居住する者だけではなく、市内に通勤・通学する者をいいます。

事業者

市内に事務所・事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の中団体をいいます。営利目的・非営利目的は問いません。

市民団体

市民を主たる構成員とし、市内において市民のための自発的で自律的な活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。例えれば、自治会・婦人会・老人クラブなどの「地域団体」やNPO法人・ボランティア団体などの「市民活動団体」のことです。

教育関係者

市内の学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において行われる教育及び保育に携わる者をいいます。

みんなの責務(第4条～第8条) 私たちがすべきこと

それぞれの役割を理解し、男女共同参画社会の実現に向けて、みんなで協力して取組を進めていきましょう。

市民の皆さんは…

- 職場・学校・地域・家庭などの様々な分野で、男女共同参画を推進しましょう。

事業者の皆さんは…

- 事業活動を行う時に、男女共同参画の推進に取り組むよう努めましょう。
- 男女が職場で対等に参画する機会を確保し、男女が仕事と家庭生活などを両立できる職場環境をつくりましょう。

市民団体の皆さんは…

- 市民団体の運営等について話し合い、方針を決定する時は、男女が対等に参画し、性別にかかわりなく能力を發揮できる環境をつくりましょう。

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しましょう。



教育関係者の皆さんは…

- 基本理念に配慮した教育・保育を行ないようにしましょう。

市は…

- 男女共同参画の推進に関する施策を策定し、関係機関や市民の皆さんと連携しながら実施します。
- 事業者のお手本となるよう率先して男女共同参画の推進に取り組み、職員一人一人の男女共同参画に関する意識を高めていきます。

性別による権利侵害の禁止(第9条)

してはいけないこと

職場・学校・地域・家庭など様々な分野で、次のようなことをしてはいけません。

- 性別による差別的取扱い
- セクシュアル・ハラスメント
- ドメスティック・バイオレンス（データDVを含みます。）
- 著しく性的感情を刺激する表現
- その他の性別の違いを背景とした権利侵害

用語解説

性別による固定的な役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家庭」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において優位な力関係を背景に相手の意に反して性的な言動を行うこと又は当該言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいいます。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対し、身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいいます。

基本的施策(第11条～第20条) 市が実施すること

市が実施する基本的な施策は次のとおりです。

計画的な推進のために

情報収集等(第15条)

男女共同参画に関する事項について必要な情報の収集・調査研究を行います。



姫路市男女共同参画プラン(第11条)

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、姫路市男女共同参画プランを定めます。



年次報告(第19条)

毎年度、姫路市男女共同参画プランに基づく施策の推進状況について報告書を作成・公表します。

拠点施設(第20条)

姫路市男女共同参画推進センターを、男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

市民等に対して

市民等の理解を深めるための措置(第13条)

広報・啓発活動等を通じて、市民等の皆さんに理解を深めるよう適切な措置を講じます。

市民等に対する支援(第16条)

市民等の皆さんに男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対して、情報の提供等の必要な支援を行なうよう努めます。

苦情等の申出への対応(第18条)

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等の皆さんから苦情の申出があった場合には、適切に対応します。

推進体制の整備(第17条)

男女共同参画の推進のために、必要な体制を整備します。

市としての取組

施策の策定等に当たっての配慮(第12条)

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定・実施する時は、男女共同参画の推進に配慮します。

附属機関等における構成員の男女の比率(第14条)

附属機関等の構成員を選任する時は、男女それぞれの人数がその総数の10分の4以上となるよう努めます。



姫路市男女共同参画審議会(第21条)

男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、姫路市男女共同参画審議会を設置します。